

この間の食や食品を取り巻く環境の変化を踏まえ、今回食品衛生規制の見直しを行うことは、消費者の安全・安心の確保の観点からも大変重要であり、評価します。食品衛生は、消費者の命に直結する重要な施策ですので、引き続き十分な監視体制を整備し、違反・不適合事案が発生した場合の消費者への迅速・正確な情報公開を求めます。

なお、食品衛生規制の見直しに関する骨子案については、「食品衛生法改正懇談会」で出された意見やその取りまとめも踏まえ、以下の点などについて補強・実効性確保が必要と考えます。

1. HACCP 制度化と、食品用器具・容器包装の衛生規制の整備を促進してください。

「HACCP による衛生管理の制度化」と「国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備」に関しては、ともに厚生労働省の検討会にて検討がすすめられてきました。国際標準となる制度を義務付け、定着を図っていくことは、輸入食品の安全性確保と輸出促進には必須事項であり賛成します。HACCP 制度化にあたっては、中小零細企業者が対応を確実に進めていけるような支援を行ってください。食品用器具・容器包装は、ポジティブリスト化を踏まえ、優先順位を付けてリスク評価・リスク管理を着実に進めてください。

2. 食品による健康被害防止のため、骨子案に「製造管理（GMP）義務化と、原材料と製品の安全性確認の義務化」を追記してください。

「特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の収集」の項に関して、食品衛生法改正懇談会では「製造管理や原材料の安全性確保のための法的措置を講じ、実効性のある仕組みを構築する必要性」が多く委員から指摘され、とりまとめでも「法的措置による規制の強化も含めた実効性のある対策の検討」について触れられていましたが、骨子案では「健康被害情報の収集」のみの記載となっています。

プエラリア・ミリフィカの事案のように現行食品衛生法第6条・7条では十分な対応がとれないケースが生じていることを踏まえると、製造管理（GMP）や原材料と製品の安全性確認の義務化が必要です。こうした安全性確保の法的措置についても骨子案にも書き込み、着実に実行してください。

3. 健康被害情報の収集は、特別の注意を要する成分等を含む食品に限らず行われる規定としてください。

骨子案の「健康被害の発生を未然に防止する観点から特別の注意を要する成分等を含有する食品を販売等する事業者は、その製品が健康に被害を生じさせている又は生じさせるおそれがある旨の情報を得た場合は、都道府県等を通じて厚生労働省に報告しなければならないこととする」という記述に関して、摂取方法や過剰摂取に起因する健康被害が生じていることを踏まえると、健康被害情報の収集は、特別の注意を要する成分等を含む食品に限らず行われることが重要と考えます。

4. 健康被害情報収集に関する規定を、医師・薬剤師等の専門家に周知徹底してください。

健康被害情報の収集の項に、「関係者は健康被害に関する情報提供等に努めるものとする」とありますが、医師・薬剤師等専門家との協力連携が不可欠であり、円滑・迅速な情報提供がされるよう、この規定を医師会・薬剤師会等に周知徹底してください。

5. 食品リコール情報の報告制度の創設に関して、食品表示法違反となるものも対象とする旨を骨子案に追記してください。

食品リコール情報の報告制度の創設に関して、食品衛生法改正懇談会とりまとめでは「アレルギーや消費期限等の食品表示法違反により回収する場合も、報告を義務付ける必要がある」という記載がありました。現在リコールの中では「アレルギー表示等の欠落」が一番多くなっていることも踏まえ、食品表示法違反となるものも対象とする旨を骨子案に書き込むとともに、データベースは情報を網羅したうえで危害度をランク分けをするなど、リスクに応じて重要度を確認できるシステムにしてください。

また、懇談会とりまとめでは「報告を義務付ける対象の範囲や報告を行う基準を設け、明確にする必要がある」という記載がありますが、食品ロス削減の観点からもこの旨を骨子案に追記してください。

以上